

高額療養費の
自己負担限度額が変わります!!



いつもお世話になっております。

今年も残るところ12月を切りました。事務所は年末調整で忙しい時期でもありますが、年末、っていっただけで気分的にもなんか焦ただしさを感じてしまいます。

段々寒くなってきていますので、みなさま風邪にはお気を付けて下さいね。

健康が1番!! なんですが、万が一入院などをされて医療費が高額になったときは、一定額以上支払わなくてよいという制度があります。

限度額適用認定証

事前に申請しておくことで窓口での支払は、一定額以上支払わなくてよくなります。

高額療養費

「限度額適用認定証」の発行が間に合わない場合など、一旦窓口で通常通り支払い、後で一定額を超えた分に対して払い戻しを受けます。

変更
今までよりも区別が細かくなりました。
一般所得の⑤にあたる人は自己負担限度額が低くなったので該当する人が増えるかもしれませんね。
逆に上位所得者は、高くなって大変かもしれません。

平成26年12月診療分まで			平成27年1月診療分より		
区分	標準報酬月額	★自己負担限度額	区分	標準報酬月額	★自己負担限度額
A 上位所得	53万円以上	15万円 +(総医療費-50万円)×1%	ア	83万円以上	252,600円 +(総医療費-842,000円)×1%
			イ	53万~79万円	167,400円 +(総医療費-558,000円)×1%
B 一般	区分A、C以外	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%	ウ	28万~50万円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×1%
			エ	26万円以下	57,600円
C 低所得	市区町村民税の非課税者等	35,400円	オ	変更なし(同左)	※標準報酬月額が区分ア・イに該当する場合は、市区町村民税の非課税者等であっても区分ア・イの適用となります。

〒631-0076
奈良市富雄北3-20-33-306
(有)ムシマル労務サービス
マツムラ社労士事務所 岩永

TEL 0742-47-5222
FAX 0742-47-5527
http://www.musimaru.com/
E-mail: musimaru@kcn.ne.jp

やはり健康が大事!!
です。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。

